

令和5年2月27日

質 疑 回 答 書

質疑提出日	令和5年2月21日
件 名	浦和競馬場清掃業務
場 所	さいたま市南区大谷場1-8-42

No	質疑内容	回答
1	別表2よりA・B開催(本場開催時)清掃箇所として、3号5階が対象となっている。 3号5階は事務所エリアだが、本場開催時は一般開放されるのか。	本場開催時の3号5階事務所エリアは、一般開放しません。
2	上記1より、一般開放される場合5階のどちらのエリアになり、清掃対象はどこになるのか。	本場開催時の3号5階事務所エリアは、一般開放しないため、別表2のA・B開催(本場開催時)の清掃の対象はありません。
3	上記1より、本場開催時の5階清掃と組合事務所清掃とは別に行う必要があるのか。	別表2のA・B開催(本場開催時)の5階の清掃はありません。